

委託契約書(案)

委託業務の名称 秋田県立能代支援学校給食調理等業務委託
委託業務の場所 秋田県立能代支援学校

上記の委託業務について、委託者 秋田県立能代支援学校長 佐藤 圭吾 を甲とし、受託者 ○○○○ を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、給食業務が児童生徒の学校教育の一環であることを認識のうえ、別紙「秋田県立能代支援学校給食調理等業務 委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき誠実に業務を履行しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもので、必要軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

3 甲は、甲の学校内に設置する給食委員会に必要に応じて乙を参加させるなど、乙と定期的に給食内容について協議を行う。

(契約の保証金の免除)

第2条 甲は秋田県財務規則第178条第〇号の規定により、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。 ※免除の場合

(受託者の注意義務等)

第3条 乙は、善良な管理者としての注意を持って受託業務の遂行に当たらなければならない。

2 乙は、当該受託業務の従業員の確保をはじめ、従業員の行為、身元、風紀、規律及び衛生等に関する一切の責を負うとともに、甲が不適当と認める職員を業務に従事させてはならない。

3 乙は、自己の従業員に対し、定期的に、学校給食の水準の維持、向上及び衛生管理のため業務上必要な 教育及び訓練を行い、乙の従業員の資質向上を図り、関係法令その他に違反することのないよう十分に注意すること。

4 乙は、給食による事故防止のため衛生管理に万全を期すとともに、乙の従業員の健康管理に努めなければならない。

(1) 乙は、健康診断を定期的に年1回以上実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

(2) 乙は、検便を定期的に月2回実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

(信義誠実の原則)

第4条 乙は、業務を履行するに際し、甲の指示に従うことは勿論、甲も乙と協力し、互いに信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約期間)

第5条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約にかかる金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(委託料)

第6条 委託料は次のとおりとする。

年額 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

月毎の支払いは、一ヶ月 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

(完了報告及び検査等)

第7条 乙は、当該月の委託業務を完了したときは、遅滞なく給食業務完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、その都度委託業務の遂行状況について乙に報告を求め、もしくは調査し、または指示をすることができる。
- 3 甲は、前2項の検査等の結果、改善すべきものがあると認めたときは、乙に対して改善を求めることができる。
- 4 前項の規定に基づく改善を求められた場合は、乙は直ちに改善して甲の検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第8条 乙は前条第1項又は第4項の検査の結果、適正であると認められたときは、当該月分の請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 1 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(内容の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この賠償額は、甲乙協議して定める。

(給食業務受託責任者)

第11条 乙は、本契約に係る受託業務の円滑な管理運営のため、自己に代わって乙の従業員の行為及び受託業務の指揮監督を行う給食業務受託責任者を定め、書面をもってその職・氏名を甲に通知しなければならない。

- 2 給食業務受託責任者は、業務従事者の健康管理及び受託業務における衛生管理に万全を期さなければならない。
- 3 給食業務受託責任者は、この契約の履行に関し、その運営等を行うほか、この契約書に基づく乙の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領、第10条及びこの契約の解除に関わるもの）を行使することができる。
- 4 乙は、前項の規定に係わらず、自己の有する権利のうち、これを総括責任者に委託せず自ら行使しようとするものがあるときは、事前に当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなけれ

ばならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委任し、又は下請けをさせてはならない。また、無償貸与された施設、設備等の転貸をしてはならない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙及びその従業員は、業務の遂行上知り得た個人の情報、及び甲の秘匿すべき情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本契約の解除及び終了後においても同様とする。

(法令上の責任)

第 14 条 乙は、労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、食品衛生法、その他の関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(関係書類の提出義務)

第 15 条 乙は、甲が必要とする場合は、委託業務の実施状況その他の書類を提出しなければならない。

(無償貸付)

第 16 条 甲は、当該業務に使用する設備、備品等（以下「貸付物品」という）について、仕様書別紙3「貸付物品明細」のとおり乙に無償で貸し付けるものとする。

2 無償貸付の期間は、第5条第1項に規定した期間と同じとする。

3 乙は、無償貸付を受けるにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 貸付物品を転貸してはならない。

(2) 貸付物品を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(3) 貸付物品の使用にあたっては、その用途以外の目的に供してはならない。

(4) 貸付物品を亡失し、又はき損した場合は直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(5) 前号が乙の責任であるときは、乙の負担において貸付物品を原状に復し、又は甲の決定した適正な価格をもって弁償しなければならない。

4 乙は業務の履行にあたり、貸付物品を事前に点検し、業務に支障をきたすと判断される瑕疵を発見した場合は直ちに学校に報告し、その指示に従うこと。

(事故に対する処置等)

第 17 条 乙は、当該職場の秩序を守り、火災、事故、盜難等の防止及び労働安全衛生に努めなければならない。

2 乙は、業務の遂行中、事故発生のおそれのあるとき、または事故が発生した場合は、直ちに適切な処置をとると同時に、甲にその状況を報告し、甲の支持を受けて速やかにその処置に当たらなければならない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反し、または本契約に関し甲に損害を及ぼしたとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。

(3) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(4) 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。

(5) 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認められるとき。

(6) 乙が行政庁の処分を受けたとき。

(7) 乙の従業員が不正又は違法な行為を行い、業務の遂行が出来ないと甲が認めるとき。

(損害賠償)

第 19 条 甲が前条第 1 項第 1 号から第 7 号の規定による契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害額を甲に支払わなければならない。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、その契約保証金を賠償金に充当するものとする。

2 業務の遂行にあたり乙の責に帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えたときは、乙は直ちにその旨を報告するとともに、損害賠償の責に任ずるものとする。

3 甲が前項の場合において、乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は、遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(調査への協力)

第 20 条 乙は、甲及び秋田県教育庁等関係機関の調査、検査等に協力しなければならない。また、甲及び秋田県教育庁等関係機関は、調査、検査等に関し、乙に対して指導助言ができるものとする。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、この契約に係る業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補則)

第 22 条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 日

委託者甲 秋田県能代市真壁地字トトメキ沢 135
秋田県立能代支援学校長 佐藤 圭吾

受託者乙 住所
商号又は名称
代表者氏名